農政Informtion
№78（２０２５年５月８日）

米国通商代表部（USTR）2025年外国貿易障壁報告書の概要（農業等関連部分のみ翻訳・抜粋）

≪輸入政策≫
（関税）
日本の平均最恵国待遇（MFN）適用関税率は、2023年で3.7%。農産物で12.2%、非農産物で2.4%。

日本は関税や非関税障壁が存在するにも関わらず、米国農産物にとって世界4番目の市場。日米貿易協定により90%の関税が撤廃・削減されたが、コメやコメ製品、いくつかの乳製品、（中略）砂糖、チョコレート、加糖ココア等、いくつかの産品では未だ高関税が課されたままであり、市場アクセスが制限されている。

（非関税障壁）
・コメ
日本の高度に規制された透明性のないコメの輸入・流通システムは、米国の輸出業者が日本の消費者に有意義なアクセスを提供する能力を制限している。
（中略）ミニマムアクセス入札により輸入された米国産米はほぼ政府備蓄に充てられ、それらはほぼ非食用米として利用される。SBS入札において輸入されたわずかな量の米国産米が、実際に日本の消費者に届いている米国産米である。
近年では非市場ベースのマークアップのために SBS が十分に落札されていない。日本はマークアップを需給や世界価格を使用して設定していると主張しているが、2018年度から2023年度までの6年間、1キログラム当たり61円のマークアップを変更していない。しかし、2024年度第3回SBS入札（11月）において、マークアップは最大許容水準である1キログラム当たり292円に達し、強い輸入需要を反映している。現在、米国産米の輸出は、日本国内で消費される米の約3%を占めるに過ぎない。
米国は、日本のWTO輸入約束に照らして日本のコメ輸入制度を引き続き監視し、米の SBS マークアップについて日本に関与していく。

・小麦
日本は、農水省を通じて輸入し、実需者には輸入価格に一定額の上乗せを行って販売。この価格上乗せが小麦食品の価格上昇を招き、日本における小麦製品の消費を制限。米国は、制度の運用とそれが貿易を歪める可能性について引き続き注意深く監視する。

・豚肉
米国産豚肉は、日本の差額関税制度の対象になっており、低価格豚肉の輸入を妨げるため、低価格輸入豚肉には高い関税が設定。日米貿易協定により差額関税制度は縮減されるが撤廃されず。

・エタノール（道路用バイオ燃料）
略

・エタノール（持続可能な航空燃料（SAF））
略

≪植物衛生・検疫上の障壁≫
・食品安全（規制監督）
米国は、科学的根拠に基づく規制の意思決定と対日食品輸出のための公平な競争条件を継続的に確保するため、規制の実施と策定を監視する。

・食品安全（収穫前後の防カビ剤）
日本では、防カビ剤を収穫前に使用すれば農薬として、収穫後に使用すれば、食品添加物として分類している。（中略）日本の農家は通常、収穫前に防カビ剤を散布するため、この要件（※ポルトハーベストの防カビ剤の表示義務）は国内生産者に大きな影響を及ぼさない。しかし、この要件は、競合する日本産品が防カビ剤で処理されていないことを誤解させるため、米国産品が不利になる可能性がある。

・農薬の残留制限
日本の農薬残留基準値の執行に関する手続きは、荷主にとって不確実なものとなっている。
日本は、ある輸出業者による基準値違反の後、輸出国からの全ての輸入品に監視強化を課している。監視強化期間中に二度目の違反が検出された場合、日本は輸出国からのその産品の出荷を全て留置して検査し、残留物検査で適合が証明されるまで出荷を留保する。一人の生産者の基準値違反は、その国のシステム的な問題が存在することを示さず、国全体を対象とした措置を講じる正当な理由とはならない。
米国は、基準値違反に関し、リスクベースの違反者別アプローチを採用するとともに、特定の国からのすべての出荷物に強化措置を適用するのは、システム的な国全体の問題を示す証拠がある場合に限るよう促している。

・牛肉および牛肉製品
2019年5月17日、日本は、日本への米国産牛肉および牛肉製品に関する月齢制限を撤廃。しかし、特定危険部位（SRMs）の除去要件を維持している。
日本の SRMs の定義は、国際獣疫事務局（WOAH）が BSE を無視できる国に対して定めたガイドラインや米国食品安全検査局（FSIS）の規制よりも厳しいものである。具体的には、日本では舌、頬肉、皮以外の頭部のすべての部位を除去することが求められている。
日本が年齢制限を撤廃した際、米国は日本に対し、SRMs の定義を、国際獣疫事務局ガイドラインに合わせるよう求めた。米国は、引き続き、日本が国際的なガイドラインと整合することを求める。

・馬鈴薯
日本への馬鈴薯輸出は、ポテトチップ用のものに限定されている。2020年3月、米国はストック用ポテト（いわゆる一般用途のもの）を認めるよう要望を提出。
2023年9月、日本はストック用ポテトの最終害虫リストを提供した。2024年9月の植物検疫二国間会合において、日本は米国に対し、害虫リスク評価の完了に向けた進展があることを通知した。米国はこの市場アクセス要求について日本との関与を続けていく。

・りんご
2017年、米国は、日本に匹敵するレベルの植物検疫保護を提供し、米国の輸出業者にとって費用のかかる害虫駆除の要件を排除する、システム・アプローチの下で日本にリンゴを輸出する公式要請を提出。
米国は日本と関わりを継続し、システム・アプローチに関するキャパシティ・ビルディングを提供する予定。

・核果
2021年8月、日本は米国産ももの市場アクセスを認めたが、コストのかかる燻蒸要件を課し続けている。2024年5月13日、日本は追加の5品種について日本への輸入を承認した。
米国は、米国産ももの市場アクセス要求や米国産ももの燻蒸要件の改訂を含め、米国産核果に関する植物検疫上のトピックについて、引き続き日本に関与していく。

≪知的財産≫
・ＧＩ
日本国内では、日本産品および外国産品が地理的表示（GI）の保護対象となっている。日本は国際協定に基づき、数多くの GI を認定している。国際協定に基づく用語リストの交換により、日本が十分な透明性や適正な手続きなしに、特定の用語に対して自動的な GI 保護を付与する事例が生じている。
米国は、日本の GI 制度の実施と、EU やその他の貿易相手国との GI に関する最近の協定の実施を引き続き監視する。

≪サービスの障壁≫
・保険協同組合
保険協同組合は、日本における保険ビジネスのかなりの割合を占めている。一部の保険協同組合は、民間保険業者を所管している金融庁の代わりに、農水省や厚生労働省で所管されている。
所管官庁の違いは不透明な規制環境を生み、保険協同組合に対し、他の民間会社と比較して、ビジネス、規制、その他の重要な優位性を与えている。
米国は、金融庁の保険協同組合に関する監督権限が限定されていることに懸念を抱いている。

今後の主な政治日程

５月中旬以降	日米交渉・第３回閣僚級協議
６月15－17日	G7サミット（カナダ）
22日	通常国会会期末
７月３日	参院選公示見通し
４日	米国・独立記念日
８日	「相互関税」上乗せ停止発表から90日
20日	参院選投開票見通し

農林水産関係予算
食料・農業・農村基本計画閣議決定に付随して別枠予算確保へ

- 政府は今後５年間の農業政策の方向性を定める新たな食料・農業・農村基本計画を閣議決定した。農業者の急減など、生産基盤が弱体化する中、今後５年間で農業の構造転換を集中的に進め、食料安全保障の確立を目指す。
- 食料・農業・農村基本計画が閣議決定されたことを受け、今後５年間を「農業構造転換集中対策期間」と位置付ける施策の４本柱を示した。５月中旬までにそれぞれの事業規模を具体化し、必要額を詰めていく。これを受け森山本部長は、「通常の予算以外の予算（別枠予算）をどこまで積み上げることができるかが１次産業の将来にかかっている」と述べている。

農業構造転換集中対策期間の施策の柱

農業農村整備（農地の大区画化）

１ha区画以上の大区画整備を加速化
⇒2030年に米の輸出量を35万tとする目標の実現に繋げる。

共同利用施設の再編・集約化

運営コスト削減や利用率向上で生産性向上
⇒利用者負担の増加などが見込まれるため、再編集約・合理化を進め、生産性を高める。食肉処理施設など畜産施設の合理化にも取り組む。

スマート農業

技術を活用した面積の割合を50％にする。
⇒2030年までに技術を活用した面積の割合を50％とする目標を掲げ、担い手の農機導入も支える。

輸出産地育成

米は現状の６産地から５倍程度に拡大
⇒輸出産地の形成を加速させ、現状の６産地から５倍程度に増やす方針。

〈別枠予算確保に向けたＪＡ全中の取組〉

- ＪＡ全中は４月25日に自民党が開いた食料安全保障強化本部などの合同会議に参加し、今後５年間の「農業構造転換集中対策期間」を踏まえ、別枠予算の増額を要望した。
- 共同利用施設の再編を支援する事業についても追加の支援を求め、気候変動に対応した品種の開発やスマート農業の技術開発、普及への支援も要請した。

〈ＪＡ全中：農業構造転換集中対策等に関する政策提案（ポイント）〉

① 農業構造転換集中対策に関する別枠での思い切った予算の増額
② 共同利用施設の更新、再編、集約化と補助率の引き上げ
③ 圃場の大区画化や多様な農業者への機械導入等、生産現場の生産性向上
④ 新たな水田農業政策と米の生産・流通の安定対策